

奈良佐保短期大学同窓会

# あせび会総会



日時：令和6年9月1日（日）10時30分～

場所：奈良ホテル

# 令和6年度 総会次第

とき 令和6年9月1日(日)  
午前10時30分～午後12時  
ところ 奈良ホテル「金剛の間」

## 総会

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 名誉会長挨拶
4. 議長選出
5. 議事
  - 第1号議案 令和5年度事業報告
  - 第2号議案 令和5年度決算報告並びに会計監査報告
  - 第3号議案 令和6年度事業計画(案)
  - 第4号議案 令和6年度予算(案)
6. 議長退任
7. 閉会の言葉

奈良佐保短期大学学長

池内 ますみ 氏より

「令和7年度以降の学生募集停止についての説明」

# 令和6年度 懇親会

とき 令和6年9月1日(日)  
午後12時30分～午後3時  
ところ 奈良ホテル「大和の間」

## 令和5年度 事業報告

年	月	日	事業	
令和5年	4月	4日	(火)	奈良佐保短期大学入学式参列
	5月	6日	(土)	役員会
	6月	24日	(土)	役員会 及び 幹事会
	8月	25日	(金)	役員会
	9月	3日	(日)	令和5年度総会及び懇親会
	9月	3日	(日)	役員会
	10月	7日	(土)	幹事会
	10月	28日	(土)	奈良佐保短期大学 大学祭交流会
	10月	31日	(火)	正倉院展協力「あせび会呈茶席」
	12月	22日	(金)	全学生への支援としてクリスマス会で飲み物を提供
令和6年	1月	18日	(木)	学長、事務局長より令和7年度以降募集停止についての説明会
	2月	3日	(土)	役員会
	3月	19日	(火)	奈良佐保短期大学卒業式参列 あせび会入会式及び新入会員記念品贈呈
	3月	23日	(土)	役員会 及び 幹事会

# 令和5年度決算報告書

自 令和 5年4月 1日  
至 令和 6年3月31日

## 【収入の部】

(単位 円)

項目	予算額	決算額	差異	備考
繰越金	2,100,524	2,100,524	0	
会費	1,000,000	1,000,000	0	10,000×令和4年度卒業生100名(3月97名、9月3名)
事業積立資金	0	0	0	
雑収入	1,000	21	979	利息(21)
計	3,101,524	3,100,545	979	

## 【支出の部】

(単位 円)

項目	予算額	決算額	差異	備考
総会費	400,000	237,448	162,552	総会費用補助
役員幹事会費	180,000	208,439	△ 28,439	役員会、幹事会費用
印刷費	350,000	348,042	1,958	総会案内、総会資料、役員幹事会資料等印刷
通信費	800,000	792,162	7,838	総会、役員幹事会案内費用、後納郵便代金
慶弔費	50,000	20,000	30,000	慶弔内規による支出
事務費	100,000	40,000	60,000	事務用品等
新入会員記念費	200,000	139,645	60,355	新入会員への記念品
事業費	350,000	168,377	181,623	総会招待者費用、大学祭交流会費用、奈良国立博物館支援結の会費、在学生への食料支援
事業積立資金	0	0	0	
予備費	671,524	0	671,524	
繰越金	0	1,146,432	△ 1,146,432	
計	3,101,524	3,100,545	979	

本会計報告を詳細に監査しました結果、相違ないことを認めます。

令和 6 年 4 月 26 日

会計監査 池田 俊子

会計監査 政影 せつ子

## 令和6年度 事業計画 (案)

年	月	日		事業
令和6年	4月	2日	(火)	奈良佐保短期大学入学式参列
	5月	11日	(土)	役員会
	6月	22日	(土)	役員会 及び 幹事会
	8月	24日	(土)	役員会
	9月	1日	(日)	令和6年度総会及び懇親会
	9月	1日	(日)	役員会
	9月	22日	(日)	ホームカミングデー
	10月	12日	(土)	幹事会
	10月	27日	(日)	奈良佐保短期大学 大学祭交流会
	10月	28日	(月)	正倉院展協力「あせび会呈茶席」
	12月	日		学生への支援
	12月	21日	(土)	役員会
令和7年	2月	15日	(土)	役員会 及び 幹事会
	3月	19日	(水)	奈良佐保短期大学卒業式参列 あせび会入会式及び新入会員記念品贈呈
※ 今後のあせび会の運営について、随時必要に応じて役員会・幹事会を開催する				

## 令和6年度 予算(案)

自 令和 6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

### 【収入の部】

(単位 円)

項目	予算額	前年度予算額	差異	備考
繰越金	1,146,432	2,100,524	954,092	
会費	900,000	1,000,000	100,000	10,000円×卒業生90名(令和5年度卒業生)
事業積立資金	1,000,000	0	△ 1,000,000	
雑収入	1,000	1,000	0	
計	3,047,432	3,101,524	54,092	

### 【支出の部】

(単位 円)

項目	予算額	前年度予算額	差異	備考
総会費	400,000	400,000	0	総会費用補助
役員幹事会費	250,000	180,000	△ 70,000	役員会・幹事会費用
印刷費	350,000	350,000	0	総会案内・総会資料・幹事会資料等印刷
通信費	800,000	800,000	0	総会・幹事会案内費用、後納郵便代金
慶弔費	50,000	50,000	0	慶弔内規による支出
事務費	100,000	100,000	0	事務用品、備品、ホームページ組み直し費用
新入会員記念費	140,000	200,000	60,000	新入会員への記念品
事業費	700,000	350,000	△ 350,000	総会招待者費用、大学祭交流会費用、奈良国立博物館支援結の会費、在学生への支援、ホームカミングデー費用
事業積立資金	0	0	0	
予備費	257,432	671,524	414,092	
計	3,047,432	3,101,524	54,092	

## 役員名簿

令和6年4月

役職名		氏 名	卒業回	
名誉会長		池内 ますみ		
顧問		大仲 清子	短	4
		宮城 智子	短	17
会 長		杉原 麻起	短	15
副 会 長		原田 芳子	短	3
		松本 真理子	短	5
		日高 千春	短	34
理 事	庶 務	富永 誠子	短	4
		黄瀬 邦子	短	4
		俵本谷 仁美	短	20
		木村 恵子	短	27
		小畠 友紀	短	30
		高屋 有加	短	36
		杉山 拓	短	37
	会 計	田畑 宏子	短	9
		細田 智子	短	17
		中島 幸大	短	52
監事		池田 俊子	女	26
		政影 せつ子	短	1

## 奈良佐保短期大学同窓会『あせび会』規約

### (名称及び所在地)

第1条 この会は、奈良佐保短期大学（以下「佐保短大」という）同窓会「あせび会」といい、事務所を佐保短大内に置く。

### (目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、交誼を永久に持続し、かつ母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成する為次の事業を行う。

1. 会員名簿、会報の発行。
2. 各種研究会、講演会、文化講座の開催又は共催。
3. 佐保短大と協力援助。
4. その他目的達成に必要な事業。
5. 会員に対する慶弔。(慶弔規約は別に定める)

### (会員)

第4条 1. 佐保短大卒業生としてこの会の正会員とする。  
2. 佐保短大に勤務した元教職員及び現職の教職員は賛助会員とする。

### (会員の失格)

第5条 前条に規定する会員は次の場合に資格を失うものとする。

1. 死亡した場合。
2. 除名された場合。
3. 己むを得ない事情により脱会を届出た場合。

### (除名)

第6条 会員としてこの会の体面を汚す等の行為があったときは役員会の決議により除名する。

### (会費)

第7条 正会員は、終身会費として卒業時に 10,000 円を納入し、賛助会員は会費の納入を要しない。既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

### (届出)

第8条 会員で、住所、氏名、職業等に変更があった場合及び死亡のときは、すみやかに本部に届出るものとする。

### (役員)

第9条 この会に次の役員をおき、その職務は下記の掲げるとおりとする。

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 1. 名誉会長 | 1 名  | この会の相談に応じる。  |
| 2. 顧問   | 若干名  |  |
| 3. 会長   | 1 名  | この会を代表し、この会の会務を統理しすべての会議の議長となる。                    |
| 4. 副会長  | 3 名  | 会長を補佐し、会長事故あるときは互選によりこれを代行する。                      |
| 5. 理事   | 10 名 | 互選によりうち7名はこの会の庶務を担当し、3名は会計事務を担当する。                 |
| 監事      | 2 名  | 会計を監査し、その結果を会議に報告しなければならない。<br>また会議の表決に加わることが出来ない。 |



(責 任)

第10条 前条第3項より第6項の役員はこの会の運営に関し、凡ての責任を連帯で負わなければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は名誉会長を除き2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

1. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第12条 名誉会長は、佐保短大の学長を推戴し、会長、副会長、理事、監事は、幹事会で選出する。

(幹 事)

第13条 幹事は、毎年度卒業生のなかから若干名を選出し、幹事会の構成員とする。

(職 員)

第14条 この会の事務を処理する為、書記等の職員を置くことが出来る。書記等の任免は会長が行う。

(会 議)

第15条 この会の会議は役員会、幹事会及び総会とする。役員会は必要の都度会長が招集し、次の事項を行う。

(1) 総会、幹事会の議案の立案及び議決事項の執行(総会の準備)

(2) 事業計画、収支予算案及び事業報告、収支決算書の作成。

(3) その他の事業に関し、必要と認めた事項。

幹事会はその都度会長が招集し、次の事項を行う。

(1) 規約の改廃及び役員選出。

(2) 事業計画、収支予算等の協議及び事業報告、収支予算決算書の承認。

(3) 総会提出議案の議決、その他必要と認めた事項。

総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開くものとする。総会には役員会、幹事会の決議承認事項を報告するものとする。

幹事会・総会の議決は出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

(会 計)

第16条 この会の会計は第7条に規定する会費のほか、寄附金をもってこれにあてる。

この会の財産はすべて会長名義とし、会計担当役員が確実な方法で保管するものとする。

会計担当役員は毎年会計年度終了後1ヶ月以内に収支決算書を作成し監事の監査を受けなければならない。

この会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(解 散)

第17条 この会の解散は、総会出席会員の4分の3以上の同意がなければ解散することが出来ない。

附 則

1. この規約は昭和49年総会から施行する。
2. 社団法人佐保会の経営であった佐保女学院、及びこの規約の施行前に佐保短大を卒業した者はこの規約による正会員とみなし、終身会費はすでに納付されたものとみなす。
3. この規約の施行時の役員任期は第11条第2項の例による。
4. 昭和49年度卒業生からこの規約を適用する。
5. 本規約は、平成29年4月1日から施行する。
6. 本規約は、平成30年9月2日から施行する。



## あせび会慶弔内規

1. 役員退任のときは、記念品を贈る。  
その額は、適宜、役員協議のうえ決定する。
2. 顧問、役員および教職員（現職の常勤、非常勤を含む）  
死去の場合、香典 10,000 円以内を供え、近い所は代表会葬する。  
但し、遠方の所で会葬できないときは、弔電を打つ。
3. 顧問、役員、現教職員（常勤）3 週間以上入院の場合、5,000 円程度のお見舞いを  
する。
4. 会員死去の場合弔電を打つ。（家族よりの届け出のあった場合）同回の幹事に知らせ  
る。
5. その他、必要な場合は、役員協議のうえ決定する。  
なお、緊急を要するときは、決定を会長に一任し、後の役員会で報告する。

本内規は、昭和 53 年 7 月 1 日より実施する。

改正 昭和 56 年 11 月 2 日

改正 平成 13 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 9 月 2 日